

# ① 幼稚園就園奨励費補助事業

幼稚園就園奨励費補助事業は、**私立幼稚園に就園している園児の保護者**に対し、保育料等(園則等に定められた保育料等)の経費負担を軽減するために国と上三川町が補助する事業です。

## 1 対象者

上三川町に住所を有し、**私立幼稚園に就園**させている園児の保護者

(Ⅰ) (Ⅱ)に該当しない園児【従来条件】

(Ⅱ) 小学校1年生から3年生の兄・姉を有する園児【新条件】

※ ただし、同世帯内での(Ⅰ)・(Ⅱ)の組み合わせはできませんので、該当世帯は、補助総額が有利な条件を選択することになります。

## 2 補助金額

保護者等の所得状況に応じて支給されますので、下表及び調書に記載されているランク(アルファベット)等をご参照ください。

なお、年度途中での入園・退園・転入・転出の異動があった場合には、原則、月割算定となります。

また、実際の支払額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とします。

### (Ⅰ) (Ⅱ)に該当しない園児【従来条件】

| 区 分                           | ランク | 補助金額(年額)                              | ランク  | 補助金額(年額)                     | ランク  | 補助金額(年額)                         |
|-------------------------------|-----|---------------------------------------|------|------------------------------|------|----------------------------------|
|                               |     | 1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子) |      | 同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子) |      | 同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児(第3子以降) |
| 生活保護世帯                        | (A) | 223,200円                              | (A2) | 264,000円                     | (A3) | 303,000円                         |
| 市町村民税非課税世帯<br>市町村民税所得割非課税世帯   | (B) | 193,200円                              | (B2) | 249,000円                     | (B3) | 303,000円                         |
| 市町村民税所得割課税額<br>34,500円以下の世帯   | (C) | 109,200円                              | (C2) | 207,000円                     | (C3) | 303,000円                         |
| 市町村民税所得割課税額<br>183,000円以下の世帯  | (D) | 46,800円                               | (D2) | 175,000円                     | (D3) | 303,000円                         |
| 市町村民税所得割課税額<br>183,000円を超える世帯 | (E) | 8,000円                                | (E2) | 8,000円                       | (E3) | 8,000円                           |

### (Ⅱ) 小学校1年生から3年生の兄・姉を有する園児【新条件】

| 区 分                           | ランク  | 補助金額(年額)                                   |   |
|-------------------------------|------|--|---|
|                               |      | 小学校1年生から3年生の兄・姉を1人有しており、就園している場合の最年長者(第2子) | 小学校1年生から3年生の兄・姉を有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校1年生から3年生に兄・姉を2人以上有している園児(第3子以降) |
| 生活保護世帯                        | (A2) | 244,000円                                   | (A3) 303,000円   |
| 市町村民税非課税世帯<br>市町村民税所得割非課税世帯   | (B2) | 222,000円                                   | (B3) 303,000円   |
| 市町村民税所得割課税額<br>34,500円以下の世帯   | (C2) | 159,000円                                   | (C3) 303,000円   |
| 市町村民税所得割課税額<br>183,000円以下の世帯  | (D2) | 111,000円                                   | (D3) 303,000円   |
| 市町村民税所得割課税額<br>183,000円を超える世帯 | (E2) | 8,000円                                     | (E3) 8,000円   |

※ 当該条件に該当する場合のカウント方法例を挙げると次のとおりです。

仮に小学校1年・3年の兄姉を有する園児世帯の場合は、小学校3年生の兄姉→第1子、小学校1年生の兄姉→第2子、園児→第3子としてカウントされます。なお、小学校1年生から3年生の兄姉についての補助金は支給されません。

## ② 幼稚園第二子等保育料減免事業費補助事業

幼稚園第二子等保育料減免事業費補助事業は、**私立幼稚園に同時に2人以上就園している場合**の保育料（園則等に定められた保育料から給食にかかる経費を除いた額）の保護者負担額（①補助金で支給される補助額を除いた額）を第1子に対し第2子については1/2に、第3子以降については1/10に軽減することを目的としており、栃木県と上三川町が補助する事業です。

### 1 対象者

上三川町に住所を有し、私立幼稚園に同時に2人以上就園させている園児の保護者

### 2 補助金額

保護者等の所得状況に応じて下記算定式に基づき支給されますので、下表及び調書に記載されているランク（アルファベット）等をご参照ください。

なお、年度途中での入園・退園・転入・転出の異動があった場合には、原則、月割算定となります。

また、下表算定式の**奨励費第1子目補助限度額**は、**該当条件に関わらず従来条件単価を用い、算定式によりマイナス値となる場合は、当該補助金の該当者であっても支給対象とはなりません。**

| 対象区分  | ランク | 補助限度額の算定   |
|---|-----|--|
| 1. 生活保護法の規定による保護を受けている世帯                        | A2  | ①第2子目 $\frac{\text{奨励費第1子目補助限度額}}{\text{奨励費第2子目加算額}}$<br>(保育料月額×12月－223,200円) × 1/2－ 40,800円 |
|   | A3  | ②第3子目以降<br>(保育料月額×12月－223,200円) × 9/10－ 79,800円  |
| 2. 当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯又は市町村民税の所得割が非課税となる世帯 | B2  | ①第2子目<br>(保育料月額×12月－193,200円) × 1/2－ 55,800円   |
|   | B3  | ②第3子目以降<br>(保育料月額×12月－193,200円) × 9/10－109,800円  |
| 3. 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が34,500円以下の世帯          | C2  | ①第2子目<br>(保育料月額×12月－109,200円) × 1/2－ 97,800円   |
|   | C3  | ②第3子目以降<br>(保育料月額×12月－109,200円) × 9/10－193,800円  |
| 4. 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が183,000円以下の世帯         | D2  | ①第2子目<br>(保育料月額×12月－ 46,800円) × 1/2－ 128,200円  |
|   | D3  | ②第3子目以降<br>(保育料月額×12月－ 46,800円) × 9/10－256,200円  |
| 5. 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が183,000円を超える世帯        | E2  | ①第2子目<br>(保育料月額×12月－ 8,000円) × 1/2   |
|   | E3  | ②第3子目以降<br>(保育料月額×12月－ 8,000円) × 9/10  |

## ③ 第3子以降子育て支援費補助事業

第3子以降子育て支援費補助事業は、**第3子以降のお子様を私立幼稚園に就園させている保護者**に対し、少子化対策の一環として上三川町が補助金を支給する事業です。

同時就園でなくても対象となり、詳細は次のとおりです。

### 1 対象者

上三川町に住所を有し、私立幼稚園に第3子以降を就園させている園児の保護者

### 2 補助金額

実際に支払った保育料等（園則等に定められた保育料等）額から①補助金及び②補助金を差し引いた額を支給いたします。

なお、年度途中での入園・退園・転入・転出の異動があった場合には、原則、月割算定となります。

※ ②及び③の補助金において、算定基準となる月額保育料（給食にかかる経費を除いた額）の上限額は、栃木県知事が毎年度別に定めており、今年度の額は、**24,000円**です。